

令和7年度 全国健康保険協会長崎支部事業計画（案）

令和6年度 第3回全国健康保険協会長崎支部評議会



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

令和 7 年度 全国健康保険協会長崎支部 事業計画（案）

【長崎支部】令和 7 年度事業計画（案）	【長崎支部】令和 6 年度事業計画
（１）基盤的保険者機能の盤石化	（１）基盤的保険者機能の盤石化
I) 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会です丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に	I) 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定

取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。	していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。
Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と業務改革の徹底 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施するとともに、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。	Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と業務改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。
②サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026（令和8）年1月に導入する電子申請の普及に努める。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入	②サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応する。

者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。 ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI： 1）サービススタンダードの達成状況を100%とする 2）サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）サービススタンダードの達成状況を100%とする 2）現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする
③現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、	③現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治療等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。	・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。
④レセプト点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月疑義のある案件について、協会の考え方を示し協議する。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一	④レセプト内容点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）及び手術などの高額レセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を注視し、支払基金との連携を強化する。 ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検体制の整備を図る。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点

方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 - 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 - 債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、本部が主催する債権管理回収事務担当者研修会に積極的に参加する。 - オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、周知広報を実施する。 - 傷病手当金と老齢・障害年金との調整による返納金については、業務グループと連携し確実な回収を図る。また、日本年金機構へ傷病手当金との調整に関する周知を依頼する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する	⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 - 債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。 - 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 - 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 - 傷病手当金と老齢・障害厚生年金との調整による返納金については、業務グループと連携し確実な回収を図る。また、日本年金機構へ傷病手当金との調整に関する周知を依頼する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ■ KPI : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ■ KPI : 1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする
Ⅲ）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 i）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・オンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 ii）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 iii）電子申請等の導入 ・加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して	○ ICT化の推進 ・オンライン資格確認等システムの周知・広報等に協力する。 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

幅広く広報を行う。 【重要度：高】 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。	【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。
（２）戦略的保険者機能の一層の発揮	（２）戦略的保険者機能の一層の発揮
I）データ分析に基づく事業実施 ①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。	I）データ分析に基づく事業実施 ①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業の実施を検討する。 ・長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。

【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。	【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。
Ⅱ）健康づくり ①保健事業の一層の推進 i）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・保健事業の取組について、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携強化を図る。 ii）保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・保健事業を担う専門職たる支部保健師の複数名体制を維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、全国研修やブロック単位による研修に基づき、支部保健師に対してOJTを実施する。 ・SDGsの視点から、小学生等への健康教育に取り組むべく、保険者協議会等を通じて、情報収集を行っていく。	Ⅱ）健康づくり ①保健事業の一層の推進 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防対策」「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、確実に取組を進める。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、PDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・データ分析に基づき、地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチに、関係機関等と連携し積極的に取り組む。 ・保健事業の取組について、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携強化を図る。 ・保健事業の充実・強化に向けて、保健師等の計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師等の更なる資質向上のため、支部内研修の充実を図る。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主への積極的な働きかけを行い、加入者の健診受診を促進する。
- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進める。また、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・事業者健診データの取得について、2025年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。
- ・外部委託を活用し、効率的に事業所からの事業者健診データの取得を行うとともに、生活習慣病予防健診の利用勧奨を実施する。
- ・被扶養者のうちパート労働者等の事業者健診データの取得を実施する。
- ・健診体系の見直しとして2026年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主への積極的な働きかけを行い、加入者の健診受診を促進する。
- ・生活習慣病予防健診について、2023年度からの自己負担の軽減に加え、2024年度からの付加健診対象年齢拡大に関する広報を強化するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。
- ・外部委託業者を活用し、効率的に事業者健診データの取得を行うとともに、生活習慣病予防健診への切換え勧奨を強化する。
- ・被扶養者に対する特定健診について、市町との連携を推進し、がん検診との同時実施等に取り組む。また協会主催の集団健診（オプション付き）により、受診機会の拡大を図る。
- ・2023年度から被扶養者の集団健診のオプション健診に追加となる歯科健診について、長崎県歯科医師会と連携した取組を推進し、特定健診実施率向上を図る。
- ・被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を実施する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）生活習慣病予防健診実施率を64.0%以上とする 2）事業者健診データ取得率を10.0%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を30.2%以上とする	【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）生活習慣病予防健診実施率を65.0%以上とする 2）事業者健診データ取得率を10.0%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を29.0%以上とする
③特定保健指導実施率及び質の向上 い）特定保健指導実施率の向上 ・2022年度に策定された標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。	③特定保健指導実施率及び質の向上 い）特定保健指導実施率の向上 ・2022年度に策定された標準モデルに沿って特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）を徹底する。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・経年的に特定保健指導の利用がない（利用率が低い）事業所に対し、「健康経営」宣言事業で作成した「健康経営取り組み事例集」等を活用し、情報提供および利用促進を図る。 ・健診と保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進

・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。

・遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、保健指導スキル向上に向けた支部内研修を実施する。

※「評価体系の見直し」

特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を31.5%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を22.6%以上とする

する。

・情報技術の活用を拡大することにより、対象者の利便性の向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた支部内研修を企画する。

※「評価体系の見直し」

特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を29.9%以上とする

	2) 被扶養者の特定保健指導実施率を28.7%以上とする
④重症化予防対策の推進 ・高血圧リスク保有者（服薬あり者含む）に対し、個人あてのポピュレーションアプローチを新たに実施する。 ・血圧、血糖（糖尿病性腎症リスク保有者含む）、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・大腸がん検診（便潜血検査）において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	④重症化予防対策の推進 i) メタボリックシンドローム対策として、高血圧・高血糖・高L D Lコレステロール・心電図有所見・糖尿病性腎症リスク保有の未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・健診機関による特定保健指導と併せて、健康意識が高まる健診当日の受診勧奨を強化する。また、協会保健師による事業所での特定保健指導に併せた受診勧奨、および電話による受診勧奨を強化する。 ・外部委託業者を活用し、一次勧奨対象者への再勧奨を拡充する。 ii) 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医等と連携した取組を実施する。 ・外部専門機関を活用し、かかりつけ医と連携した保健指導等を継続する。 ・長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防事業推進会議を通じて、地域・職域・専門医等の連携を強化する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤コラボヘルスの推進

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・事業所における「健康経営」の取組を後押しするため、働きやすい職場環境づくりや、従業員の健康づくりに向けて、講演と実践から学ぶ健康経営セミナーを開催する。
- ・「健康経営」の普及・推進にかかる協定および覚書締結事業者と連携し、宣言事業所への取組みサポートの強化を図る。
- ・**地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。**
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等と連携し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・業界団体と協働して加入者の健康づくりの推進を図る。
- ・宣言事業所へ職員や保健師が訪問し、事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所カルテなどの見える化ツールを活用することで、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質の向上を図る。
- ・「健康経営推進企業」に対するインセンティブを活用し、宣言事業所数の拡大及び健康経営推進企業数の拡大による取組の質の向上を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目したポピュレーションアプローチ等を検討する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

⑤コラボヘルスの推進

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・事業所における「健康経営」の取組を後押しするため、働きやすい職場環境づくりや、従業員の健康づくりに向けて、講演と実践から学ぶ健康経営セミナーを開催する。
- ・「健康経営」の普及・推進にかかる協定および覚書締結事業者と連携し、宣言事業所への取組サポートの強化を図る。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・業界団体と協働して加入者の健康づくりの推進を図る。
- ・宣言事業所へ職員や保健師が訪問し、事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所カルテなどの見える化ツールを活用することで、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質の向上を図る。
- ・「健康経営推進企業」に対するインセンティブを活用し、宣言事業所数の拡大及び健康経営推進企業数の拡大による取組の質の向上を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目したポピュレーションアプローチ等を検討する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,330事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	■ KPI：健康宣言事業所数を 1,280 事業所以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数
Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品使用割合については、80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて県等と連携した取組を実施する。 ・医療機関や薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県、関係機関等への働きかけを行う。 ・ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。 ii）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 iii）上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、こども医療電話相談、セルフメディケーションの推進等について加入者への周知・啓発を図る。	Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品使用割合については、80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて県等と連携した取組を実施する。 ・医療機関や薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県、関係機関等への働きかけを行う。 ・ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る ii）ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI:

iii) 上手な医療のかかり方

・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、こども医療電話相談、セルフメディケーションの推進等について加入者への周知・啓発を図る。

i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要があり、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI:

ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

1) ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする。 ※医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。	
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の実施の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や県から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、県の会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。	②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の実施の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や県から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、県の会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。
③インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	③インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえた広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ 「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。 ・ 地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育の実施について検討を行う。 ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、TVCMやYouTube等の動画を活用した広報を行う。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。	IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、TVCMやYouTube等の動画を活用した広報を行う。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。 ・ 健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。 ・ 長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。 ・ 関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。
---	---

・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてSNS（LINE）、メールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。 ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。 ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。 ■ KPI: 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とする。 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う。 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする。	■ KPI: 1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.1%以上とする 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備
I) 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、保険者機能を更に強化・発揮できる体制を構築する。 ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。	I) 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、保険者機能を更に強化・発揮できる体制を構築する。 ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

・日々の業務遂行を通じて、職員の「自ら育つ」という成長意欲と「現場で育てる」という組織風土を醸成し、更なる保険者機能の発揮に必要となる人材を育成する。 ・課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。	・日々の業務遂行を通じて、職員の「自ら育つ」という成長意欲と「現場で育てる」という組織風土を醸成し、更なる保険者機能の発揮に必要となる人材を育成する。 ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。
③働き方改革の推進 ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・年次有給休暇の取得促進に取り組む。	③働き方改革の推進 ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・年次有給休暇の取得促進に取り組む。
④風通しのよい組織づくり ・職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、支部内会議、全体会議の定期開催等により情報の共有化、職員同士の意見交換を図ることで支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。	④風通しのよい組織づくり ・職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、支部内会議、全体会議の定期開催等により情報の共有化、職員同士の意見交換を図ることで支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。
⑤支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。	⑤支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。
Ⅱ）内部統制等 ①内部統制の強化 ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、幅広いリスクに対応できる管理体制の強化を図る。 ・的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。	Ⅱ）内部統制等 ①内部統制の強化 ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、幅広いリスクに対応できる管理体制の強化を図る。 ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報の保護の徹底 ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。	②個人情報の保護の徹底 ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。
③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、支部ハラスメント相談員・本部相談員・外部相談窓口が設置されていることの周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。	③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、支部ハラスメント相談員・本部相談員・外部相談窓口が設置されていることの周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。
④災害等の対応 ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。	④災害等の対応 ・大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。
⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする